島根労働局 職場体験実習実施要領

平成24年6月26日 平成28年4月1日改訂 令和5年8月3日改訂 令和6年7月8日改訂

(目的)

第1 本要領は、学生を対象とする職場体験実習の実施により、島根労働局に おいて実務を体験させ、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資するもの とするとともに、島根労働局及び労働行政への理解を広く深めてもらうこと を目的とし、その実施の期間、場所、対象者、その他必要な事項について定 めるものとする。

(実習の期間)

第2 実施の期間は、原則として、毎年度7月から9月までの学生の夏期休暇期間中に設定するものとし、実務を体験させる期間は1週間以上1か月以下とする。

(実習の場所)

第3 学生を受け入れる部局等は、島根労働局内の各部局(松江署・所を含む。) とする。

(実習の対象者)

第4 実習の対象者は、大学、大学院及び学校教育法以外の法律によって特別 に設置された大学校(以下「大学等」という。)に在籍する学生とする。

(学生の募集の周知)

第5 学生の募集及び受け入れる条件等の周知については、公益財団法人ふる さと島根定住財団(以下「定住財団」という)の実施するインターンシップ 事業にインターンシップ実施機関として島根労働局を登録することにより、 大学等及び学生等に実習の実施について周知するとともに、島根労働局ホームページ等を通じて行うものとする。 (申し込み、受け入れ対象者の決定及び通知)

- 第6 受け入れ対象者の決定については、次のとおりとする。
 - (1) 労働基準監督官及び事務官(基準)を希望する学生は、定住財団を通じて申し込みを行うものとする。
 - (2) 事務官(共通)を希望する学生は、島根労働局ホームページ上で指定する時期までに島根労働局総務部総務課長あて申し込みを行うものとする。
 - (3) 定住財団及び島根労働局総務部総務課長は、申し込みを行った学生に対し、受け入れの可否等を通知する。

(実習の内容等)

- 第7 実習の内容等は、次のとおりとする。
 - (1) 実習生ごとに指導員を置き、指導員が実習生の指導・助言等に当たるものとする。
 - (2) 実習生は、電話の応対や資料作成、また、関係部局等との連絡などを業務として実施する。
 - (3) 実習生は、実習期間終了後に実習内容に関する報告書を作成し、指導員に提出するものとする。
 - (4) 指導員は、報告書の内容の確認等を行い、総務部総務課長に報告するものとする。

(実習生の身分等)

- 第8 実習生については、国家公務員の身分を保有しないものとし、次のとおり扱うこととする。
 - (1) 実習生の服務については、原則として職員の服務に準ずるものとし、実習の実施において、実習生は指導員の指導・監督等に従わなければならない。
 - (2) 実習生は、実習中に知り得た秘密について、実習中及び実習終了後においても部外者(大学等を含む。)に漏らしてはならない。
 - (3) 実習生が実習期間中に国家公務員の信用を失墜するような行為その他不都合な行為を行った場合、島根労働局は当該実習生についての実習を打ち切ることができるものとする。
 - (4) 実習生は、上記(1)~(3) についての誓約書(別添2) を実習開始前まで に島根労働局に提出しなければならない。

(実習生の実習時間等)

第9 実習生の実習時間等は、次のとおりとする。

- (1) 実習時間は、10 時から 16 時までとし、12 時から 13 時までの間を休憩時間とする。ただし、休憩時間については、実習に支障がないと認められる場合には、各部署等に置かれる時間とすることができる。
- (2) 実習期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、実習を要しない日とする。
- (3) 実習については、正当な理由がある場合を除いて欠務を認めないものとする。
- (4) 実習期間のうち1/5以上の欠務があった場合及びその他不都合な行為 を行った場合は、島根労働局は実習を打ち切ることができるものとする。

(災害補償)

第 10 実習生は、実習期間中の事故等により傷害を負った場合又は島根労働局 (その職員を含む。) 若しくは第三者に損害を与えた場合等に備え、災害傷害 保険、賠償責任保険に加入しなければならない。

(経費負担等について)

第 11 実習生の実習に必要な交通費など、一切の参加経費は実習生が負担するものとする。

(実習の成果の発表について)

第12 実習生が実習の成果としてレポート等を外部(大学等を含む。)に提出又は発表する場合には、事前に、島根労働局の承認を受けなければならない。

(その他)

- 第 13 この要領に定めるもののほか、当該実習の実施に関し必要な事項は、別 途総務部総務課長が定めるものとする。
- 2 実習の実施について、疑義が生じた事項については、総務部総務課、実習 実施部局、実習生等が協議して決定するものとする。
- 第 14 実習終了後、翌年度以降の当該実習の円滑な実施を図るため、島根労働局は実習生及び指導員からアンケート等の提出を求めることができるものとする。
- 2 島根労働局は実習生及び指導員から提出されたアンケート等を、同局の施 策の普及・推進等に活用することができるものとする。
- 第15 本要領については、実施状況等に応じて、逐次見直すものとする。